

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した宅地建物取引業法（以下「法」という。）の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿登録拒否処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 5 年 1 2 月 2 5 日付けの宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書により行った宅地建物取引士資格登録簿登録拒否処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人が傷害、暴力等処罰法違反の罪を犯したとして処分を受けたのは、他人に暴力をしたのではなく、当時小学〇年生の息子がキャッシュカードを勝手に持ち出し高額を使い、家計に大きな影響を与える行為をしたことに対し、息子の行為に対する教育として行ったつもりだった。児童相談所へ相談し、息子がこの先、道を外さないように考えた中での事である。人を傷つけるための行為ではないことから、寛大な心で審査してほしい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 8 月 2 2 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 1 2 日	審議（第 9 4 回第 4 部会）
令和 6 年 1 2 月 9 日	審議（第 9 5 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 宅地建物取引士の意義

法 2 条 4 号によれば、宅地建物取引士は、法 2 2 条の 2 第 1 項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいうとされ、同項によれば、法 1 8 条 1 項の都道府県知事の登録を受けている者が宅地建物取引士証の交付を申請することができるとされる。

(2) 宅地建物取引士の登録

法 1 8 条 1 項によれば、試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができるとされ、ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでないとされる。

そして、同項 7 号は、「刑法第 2 0 4 条（略）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者」と規定している。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、刑法 2 0 4 条の罪及び暴力等処罰法の罪を犯したことにより、令和 4 年 1 月 1 2 日に罰金 3 0 万円の刑が確定し、同日にその刑の執行が終わったことが認められる。

本件申請書は令和 5 年 1 1 月 2 8 日に提出されており、この時点において、請求人は、法 1 8 条 1 項 7 号所定の刑法 2 0 4 条の罪及び暴力処罰法の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執

行を終わった日から5年を経過しない者として、法18条1項ただし書の宅地建物取引士の登録を受けることができない者の要件（上記1・(2)）に該当する。

以上によれば、本件申請書による宅地建物取引士の登録を拒否した本件処分は、上記1の法令の定めに基づき適正になされたものと認められ、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり寛大な措置を求める旨を主張する。

しかし、上記1の法令の定めによれば、処分庁は、法18条1項各号の要件に該当する場合には宅地建物取引士の登録をすることができず、この点につき、処分庁に事案ごとに個別具体的な判断をする余地はなく、処分庁が法所定の登録手続において何らかの事情を考慮することはできないものであるから、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美